

表題部 (土地の表示)		調製	平成14年8月21日	不動産番号	4103000043625
地図番号	V34-4、35-3	筆界特定	余白		
所在	北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付【登記の日付】	
27番2	宅地	422	54	余白	
余白	余白	833	26	③30番2を合筆 国土調査による成果 【昭和60年6月19日】	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年8月21日	
余白	余白	339	54	③27番2、27番3、27番4に分筆 【平成23年12月12日】	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 秋田県 昭和60年6月19日登記 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年8月21日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(秋田地方法務局大館支局管轄)

平成30年11月14日

秋田地方法務局

登記官

内澤 寿 司



表題部 (土地の表示)		調製	[余白]	不動産番号	4103010034424
地図番号	V34-4、35-3	筆界特定	[余白]		
所在	北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
27番3	宅地	345	39	27番2から分筆 〔平成23年12月12日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	[余白]	所有者 秋田県 昭和60年6月19日登記 順位1番の登記を転写 平成23年11月28日受付 第9129号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(秋田地方法務局大館支局管轄)

平成30年11月14日

秋田地方法務局

登記官

内澤 寿 司



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成14年8月21日	不動産番号	4103000043642
地図番号	V35-1、35-3	筆界特定	余白		
所在	北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
39番2	宅地	512	89	余白	
余白	余白	911	05	③40番2を合筆 国土調査による成果 〔昭和60年6月19日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年8月21日	
余白	余白	343	11	③39番2、39番5、39番6、39番7に 分筆 〔平成23年12月12日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 秋田県 昭和60年6月19日登記 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年8月21日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(秋田地方法務局大館支局管轄)

平成30年11月14日

秋田地方法務局

登記官

内澤 寿 司



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	4103010034426
地図番号	V35-3	筆界特定	余白		
所在	北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
39番5	宅地	301.34		39番2から分筆 〔平成23年12月12日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 秋田県 昭和60年6月19日登記 順位1番の登記を転写 平成23年11月28日受付 第9130号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(秋田地方法務局大館支局管轄)

平成30年11月14日

秋田地方法務局

登記官

内澤 寿 司

